

2018年11月15日

公立諏訪東京理科大学受験生の皆様へ

公立諏訪東京理科大学

2018年度 自然災害により被災された受験生に対する経済的支援について

2018年度に発生した自然災害により被災されました方々には、心よりお見舞い申し上げます。

本学では、2019年度入試において、自然災害により災害救助法が適用された地域に居住し被災された受験生及び家計支持者に対して、被災の状況等に応じて経済的支援を図り、被災の影響により受験を断念することのないよう、下記の措置を行うこととなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象者

2019年度入学試験で公立諏訪東京理科大学の学部及び大学院を受験する方（科目等履修生及び研究生として受験する方を除きます）のうち、2018年4月以降に災害救助法が適用された地域に居住し、以下のいずれかに該当する方で、入学検定料及び入学金の免除を希望する方。災害救助法適用地域は以下の情報をご確認ください。

内閣府ホームページ

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

日本学生支援機構ホームページ

https://www.jasso.go.jp/sp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/index.html

- ① 主たる家計支持者が死亡または高度障害を負った場合
- ② 受験生本人又は同一生計を営む家族の居住する家屋が倒壊、焼失又は床上浸水し、その半分以上が使用不能となった場合
- ③ 主たる家計支持者が自営業又は農業に従事し、工場、店舗、田畑、作物等に甚大な被害があった場合
- ④ その他上記に相当する被害があると大学が認めた場合

※原則として、公的機関が発行する「り災証明書」（またはその写し）の提出ができること

2. 経済支援措置

- (1) 入学検定料の免除
- (2) 入学金の免除

3. 申請方法等

(1) 入学検定料の免除について

入学検定料については、出願時に一度所定の金額を納入していただき、免除が決定した方には後日返還いたします。上記対象者にあてはまる方は、2019年2月28日（木）<必着>までに、「公立諏訪東京理科大学 入学検定料免除申請書」および必要書類を下記問い合わせ先に簡易書留郵便で郵送してください。免除が決定した方には、入学検定料を2019年3月下旬頃（予定）、指定口座にお振込みします。

(2) 入学金の免除について

入学金については、入学手続期間中に一度所定の金額を納入していただき、免除が決定した方には入学後に返還いたします。3-(1)により入学検定料の免除を申請した上で入学した方に対し、申請方法をお知らせいたします。なお、入学金免除を希望される方がやむを得ない事情により入学を辞退される場合はお問い合わせください。

以上

<問い合わせ先>

〒391-0292 長野県茅野市豊平 5000-1

公立諏訪東京理科大学 入試・広報係

TEL：0266-73-1244

FAX：0266-73-1231